

新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）
議事概要

1 日時

令和2年5月25日（月）19時16分～19時31分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

外務大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 平 将明

内閣府副大臣 宮下 一郎

法務副大臣 義家 弘介

財務副大臣 藤川 政人

文部科学副大臣 亀岡 偉民

経済産業副大臣 松本 洋平

環境副大臣 佐藤 ゆかり

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 濱野 幸一

内閣審議官（内閣情報官代理） 櫻澤 健一

4 議事概要

【厚生労働大臣】

国内全体の発生状況を見ますと、5月24日の24時時点で感染者数は16,581名、前日比の42人増、入院治療等を要する者は2,121人、前日比166人減、退院又は療養解除となった者は13,612人、前日比199人増、死亡者数は830人、前日比10人増、となっております。感染者が直近で1週間以上発生していない地域は28県、2週間以上発生していない地域は22県です。

次に、医療提供体制の確保、抗体検査の状況であります。都道府県からいただいた報告によりますと、ピーク時の新型コロナウイルス感染症患者受入れ病床について、5月20日時点で、医療機関と調整の上、確保する見込みが立っているのが全国で約31,000床、このうち、既に医療機関と個別の割当の調整を終えている病床は、18,000床であります。現時点での入院患者数は約2,000人であり、入院患者数の確保病床数に対する割合は10%程度となっております。同様に、重症患者について、重症患者用の病床との確保との割合を見ても、約8%という状況となっております。

次に抗体検査について、我が国における抗体の保有状況をより正確に把握するため、東京都、大阪府、宮城県の3都府県で、各自治体約3,000名、合計で1万人程度の抗体検査を6月初旬から実施をすることにしております。結果については、とりまとめ次第公表させていただきたいと思っております。

【尾身会長】

諮問委員会を代表して、本日の委員会での議論の結果をご報告いたします。本日の諮問委員会では、改めて現時点での状況の評価を行い、緊急事態解除宣言案及び基本的対処方針の変更案について議論をいたしました。緊急事態宣言の対象区域の判断にあたっての考え方を踏まえて、総合的に判断したところ、本日、緊急事態解除宣言を行う、とする基本的対処方針の変更案及び緊急事態解除宣言案を、諮問委員会として了承いたしました。また、緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく、ことなどを全般的な方針とすることについて、諮問委員会として了承いたしました。

緊急事態解除宣言案や基本的対処方針の変更案が決定されれば、本日をもって全ての都道府県について緊急事態宣言が解除されることとなります。しかし、このことは、感染連鎖が断ち切れたことをまったく意味いたしません。これからもクラスター感染を中心に感染の新たな山が起こる可能性が高いと考えられます。社会経済活動を段階的に引き上げていくにあたっては、このことを十分注意しながら、引き続き、警戒を続けていただきたい、これが諮問委員会でのコンセンサスであります。

政府におかれましては、感染状況を確認し、感染の再燃が認められた場合には、速やかに感染拡大防止策を講じることを、十分に都道府県に周知頂くこと、そして、PCR等検査や保健所体制などを再びの最悪の事態に備えて整えて頂くことを要望いたします。以上を、基本的対処方針等諮問委員会の会長として、報告させていただきます。

【西村国務大臣】

今ほど尾身会長からご説明頂いたとおり、全ての都道府県において、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められ、緊急事態解除宣言の公示案について、諮問どおりご了解をいただきました。この後、政府対策本部長であります安倍総理に、公示案に沿った緊急事態解除宣言を発出していただきます。

併せて、基本的対処方針の変更についても諮問委員会でご議論いただきました。特に、資料 6-1 の一番上に書いてありますとおり、手指の消毒、マスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続を前提とした上で、「新しい生活様式」が定着するまで一定の移行期間を設けることとし、概ね 3 週間ごとに、地域の感染状況等について評価を行いながら、外出の自粛、イベントの開催制限の要請等を段階的に緩和すること、また、都道府県をまたぐ移動は、5 月末までは避けるよう促すこと、宣言解除後も、基本的な感染防止等の徹底を継続しつつ、感染状況等のモニタリングを行い、必要に応じて迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行うこと、等の記述を追加することとしております。

資料 6-2 の「業種別ガイドライン」については、本日で 104 件が作成されております。現時点の見込みでは、今後 131 件となる予定であります。引き続き、業界団体の取組をしっかりと支援していきたいと思っております。

今後とも、気を緩めることなく、都道府県等と連携しながら、対策に取り組んでまいります。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【国家安全保障局長】

持ち回りの国家安全保障会議緊急事態大臣会合において決定した今後の水際対策について、ご報告いたします。国内の感染者数は減少しておりますが、一部の国では感染拡大が継続しており、また、海外から帰国した邦人に対する PCR 検査の 10 万人当たりの陽性者数は国内と比べ極めて高水準に推移していることから、引き続き、機動的な水際対策を講じることが必要です。

感染が拡大しているインド等 11 か国につきましては、14 日以内に滞在歴のある外国人を上陸拒否にし、これらの国からの入国者に対しましては、PCR 検査を実施します。本措置は 5 月 27 日（水）から実施いたします。また、これまで実施してきた水際対策については、その期間を延長し、6 月末まで継続することといたします。

なお、国際的な人の往来再開につきましては、国内外の感染状況等を慎重に見極めつつ、感染再拡大の防止と両立する在り方につきましては、関係省庁が緊密に連携しながら検討してまいります。

【法務副大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、100の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。本日の政府対策本部における報告を踏まえ、インドなど、報告のあった11か国に滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、上陸を拒否することといたします。

なお、5月26日までに再入国許可により当該11か国に出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人が、その国から再入国する場合は、原則として特段の事情があるものといたします。一方で、5月27日以降に出国した場合は、上陸申請がなされたものとして、原則として上陸を拒否することとして、渡航の自粛を要請いたします。

法務省としては、引き続き、国内への感染者の流入防止のための水際対策について、万全を期してまいり所存でございます。

【厚生労働大臣】

水際対策の強化については、5月27日午前0時以降、新たに11の国が入国拒否の対象となることに伴い、これらの地域に14日以内に滞在歴のある入国者についても、PCR検査を実施いたします。また、引き続き、入国拒否対象地域からの入国者を含め、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請いたします。

現在、空港検疫の中で、毎日平均約500人強の対象者にPCR検査を行っています。その円滑な実施、待機場所や旅客者の移動手段の確保等について、関係省庁のご協力をいただき感謝申し上げます。引き続き連携して取り組んでいきたいと思っております。

【外務大臣】

外務省は、先週金曜5月22日、新たにインド、パキスタン、バングラデシュ、南アフリカ、アルゼンチン等、11か国の感染症危険情報をレベル3「渡航中止勧告」に引き上げました。これにより、合計111か国・地域がレベル3となりました。

また、これまでの決定で5月末日までの実施としていた水際対策に関し、一次査証及び数次査証の効力停止、査証免除措置の停止等について、実施期間を延長し、6月末日までの間、実施することとしました。

【武田内閣府特命担当大臣】

新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、大規模自然災害が発生し、自治体が避難所を開設する場合、資料5の2ページにあるように十分なスペースの確保、発熱者等への対応等、感染拡大の防止のための特段の取組を行っていく必要があります。

これまで、避難所における対策を促進・支援する取組として、自治体に対して可能な限り多くの避難所の開設、ホテルや旅館の活用等の検討や準備、親戚や友人の家等への避難の検討、など、関係省庁と連携して、災害発生時における留意事項等について通知してきたところです。特に避難所としてのホテル、旅館の活用等については、

厚生労働省及び観光庁から、宿泊団体に対し、受け入れ可能なリストの作成等の協力依頼をしていただいたところであり、今後とも連携して取組を進めてまいります。

また、先週には、各省庁等に対して、国及び所管団体が所有する研修所、宿泊施設等について、避難所としての貸出への協力を依頼したところですので、対応をお願いいたします。各種通知等を踏まえた自治体の取組状況、課題、要望等に係るフォローアップについては、引き続き対象を拡大して実施し、適切な助言等を行ってまいります。

出水期も間近に迫っており、現下の状況における災害発生に備え、各自治体におかれては、可能な限り多くの避難所の開設、ホテルや旅館等の積極的な活用、段ボールベッドやパーティション、マスク等の備蓄、を進めていただくとともに、内閣府としても、災害発生時には必要な物資をプッシュ型で、これまで以上に迅速に支援するなど準備に努めてまいりますので、各省庁の格段のご協力をお願いいたします。

【内閣総理大臣】

4月7日に緊急事態宣言を発出してから、7週間弱が経過いたしました。今般、感染の状況、医療提供体制、監視体制の3つの解除基準に照らし、残る5つの特定警戒都道府県について改めて評価を頂き、諮問委員会からのご了承の下、本日、関東の1都3県、北海道について、緊急事態措置を解除することとします。これによって、全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態の解除を宣言いたします。この間、外出自粛や3密回避を始め、多大なご協力・ご辛抱を頂いた全ての国民の皆様には心から感謝を申し上げます。そして、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下、強い使命感を持って全力を尽くしてくださった医療従事者の皆様に改めて敬意を表したいと思います。これから、コロナの時代の新たな日常をつくり上げてまいります。

緊急事態の解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにすることはできません。そのため、一定の移行期間を設け、感染リスクをコントロールしながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととします。具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について段階的に緩和してまいります。段階的緩和に際しては、新しい生活様式の定着や、感染拡大防止に向けた業種別ガイドライン等の実践が前提となります。社会経済活動を継続して引き上げることができるよう、国民の皆様には、引き続き、3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用を始めとした基本的な感染対策の継続・徹底をお願いしたいと思います。

政府としては、次なる流行にも十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の備えを固めるとともに、検査体制の強化等にも取り組んでいきます。そして、もし再び、感染拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに、強い感染防止策等を講じてまいります。

世界に目を向ければ、感染は、今なお、拡大を続けています。本日、新たにインド等11か国を入国拒否対象地域に追加するとともに、これまで実施してきた水際対策

について、その期間を延長し、6月末まで継続することを決定いたしました。

さらに、これから本格的な出水期を迎えますが、避難所における感染拡大の防止にも十分留意する必要があります。地方自治体におかれては、ホテルや旅館等の積極的な活用も含めた可能な限り多くの避難所の開設、マスク等の備蓄など、必要な対策を講じて下さい。政府としても、災害発生時には、感染防止対策を含め、必要な物資をプッシュ型で、これまで以上に迅速に支援することができるよう準備に万全を期してまいります。

緊急事態が全面解除され、私たちは、次なるステージに向けて、一步を踏み出すこととなります。政府においては、コロナの時代の新たな日常をつくり上げるチャレンジに、国民の皆様と一体となって取り組んでまいります。各位にあっては、引き続き、対応に全力を挙げてください。

以 上